無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集

-超高精細度テレビジョン放送のための 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU)に関する技術基準導入のための制度整備-提出された意見及びそれに対する考え方

■意見募集期間:令和元年11月28日~同年12月27日

■意見提出件数:10件(法人:1件、個人:9件)

(その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件あり)

	(こうじ、末にうじ、仕工、日及しておうり、末と無関係と判断される(ログル・トドのう)								
No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正					
1. 本	1. 本案に賛同する。								
	日本アンテナ 株式会社	この度の改正に賛同致します。 高度化された無線方式による、臨場感溢れる超高精細度映像中継が、テレビ視 聴の向上に寄与する事を期待しております。	本案への賛同意見として承ります。	無					
2. アマチュア無線に割り当てられた周波数帯(1200MHz 帯)の保護が必要。									
2-1	個人	私は免許を受けてアマチュア無線を運営しております。 1200Mhz 帯は過去の経緯でアマチュアに割り当てられていた 150MHz 帯が警察、消防、公共交通機関等への割り当ての為に一方的に取り上げられ代わりに当時全く未開拓・未利用の1200MHz 帯を割り当てる案に対して先見の明があった日本アマチュア無線連盟が受け入れを決め、アマチュア無線家各位の努力、切磋琢磨があった為近年ようやく実用化の段階に入ったものです。 今回の商業放送に対する1200MHz 帯割当には「何だまたかよ」という反発が多くの無線家が感じるところです。 何卒アマチュア無線に割り当てられた周波数帯の保護をお願いいたします。また併せて現行の免許制度を改め、包括免許制度に移行をお願い致したく意見具申致します。	運用調整等により共用可能であるとの結論を得ております。						
3. 高	3. 高精細度テレビジョン放送など必要ない。								
3-1	個人	高精細テレビ放映など必要が無い。 必要性はないし電波障害が出る可能性があるので要りません。	御意見として承ります。	無					

3-2	個人	本当に必要な物か国民全員から聞く必要があると思います。 高画質な物じゃないと駄目な物 医療とか IT 分野での発展とかなら分かります。 TV の放送に必要かと言うと不要です。 TV を売りたい側が儲けの為にやってるとしか思えません。	御意見として承ります。	無		
3-3	個人	まだ性懲りもなくNHKを始めとする放送局を太らせるおつもりですか? やる必要があるのかから見直して下さい。 災害一つ取って防災無線やエリアメール、気象庁や道路公団等の一次情報だけしか役に立たなかった(テレビは自分の必要な情報を取るのに延々待ち続けなきゃいけない上にワンセグでも電力消費が激しい)ので…。 平時でも検索性が悪く、ファクトチェックもしにくく、一次情報へのリンクもしにくいメディアを(とかいうとなんちゃってリンクな機能を作るのに膨大な金をつぎ込む口実にされそうですが)今の時代あまねく張り巡らせる必要はありません。 弱者に対してもスマホを支給したほうがずっと安いですし、スマホがあれば連絡手段としても兼用でき、将来的には様々な手続きもスマホ経由でさせれば経費も浮きます。テレビなんぞ支給してもなにもなりません(職をみつける機会にもなりません) どうしても電波を使うならガッツリ電波使用料を取って下さい。今主流になっていて公共性も圧倒的に高いスマホ等の通信分野の電波料を下げて下さい。せめてテレビ局の負担を安くするのは、テレビの役割が下がった今勿体ないし不公平なのでやめて下さい。あと、知らない間にネットに出てきて NHK の受信料をネットにも課金するというのだけはやめてください。今でも災害時に検索すると NHK の動画ニュースが検索上位に出てきて、河川事務所等の一次情報へのアクセスをする上で邪魔です。そういう意味ではテレビ局をネットに出させないためであれば、携帯電話会社と同等以上の高い電波使用料を放送局に課すのであれば検討してもいいんじゃないですか? まず放送法から NHK に関する条項を別の法律に切り出しませんか?話はそれからです。	御意見として承ります。	無		
4. その他						
_	個人	日本放送協会に関する御意見(5件)	本案に対する御意見ではありませんが、担当部署 に情報提供いたしました。	無		